

離婚時の厚生年金の分割

【平成19年4月～】

離婚時の厚生年金分割の仕組み

離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限り、当事者間で分割することを認める。

施行日以降に成立した離婚を対象とする。

ただし、施行日以前の厚生年金の保険料納付記録も分割対象とする。

分割割合(分割を受ける者の厚生年金の保険料納付記録の持ち分)は5割を上限とする。

離婚当事者間の協議で分割割合について合意の上、社会保険事務所に厚生年金分割の請求を行う。

合意がまとまらない場合、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができる。

離婚時の厚生年金分割の効果

保険料納付記録の分割を受けた者は、自身の厚生年金受給資格(老齢・障害等)に応じた年金を受給。

- ・ 自身が老齢に達するまで老齢厚生年金は支給されない。
- ・ 分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の厚生年金受給に影響しない。

分割は厚生年金(報酬比例部分)の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。

原則として、分割された保険料納付記録は厚生年金額算定の基礎とするが、年金受給資格期間等には算入しない。

